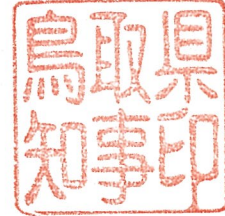


写

第201200193297号
平成25年3月21日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功 様

鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について（通知）

このことについて、鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月22日鳥取県条例第24号）第22条第1項の規定に基づく意見は別紙のとおりです。

（担当：生活環境部環境立県推進課 後藤田、吉田 電話 0857-26-7876）

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について

- 1 詳細な事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響について、周辺住民等に対する十分な説明及び誠意ある対応並びに積極的な情報公開に努めること。
- 2 本意見書に対する補正後の評価書を送付する時点で、可燃物の処理方式及び関係する諸元等が決定している場合は、その予測評価結果について、現状の予測評価結果と比較・検証した上で、評価書に記載すること。
未決定の場合は、決定前に評価書手続を進める理由を明らかにするとともに、評価書に記載されている決定に係るプロセスを修正すること。
なお、いずれの場合においても、より環境負荷が低減される計画・対応に努めるとともに、方式決定後の予測評価結果の比較・検証方法又は結果について、具体的に明らかにすることとし、準備書知事意見に対する事業者見解で述べられた対応も含めて、記載した内容については鳥取県環境影響評価条例に基づく手続の一環として確実に実施すること。
また、施設マネジメント部会における事業実施方針の検討の結果、事業者以外の者が設計・建設主体や運営・管理主体となる場合は、環境影響評価書に記載される環境保全措置、事後調査等が確実に実施されるよう、その責任の所在を明確にし、県及び鳥取市に報告すること。
- 3 隣接する工業団地に関して、鳥取市長から『本事業の調査・予測・評価の情報を最大限尊重し、環境に配慮した対策を講ずる』との意見が県に対して提出されていることから、鳥取市との情報共有及び連携・協議を行い、両事業による環境影響が可能な限り低減されるよう、自ら取り組むとともに、鳥取市に対する協力を努めること。
- 4 事後調査について、施設の定常状態の時期の目安、供用時の調査期間・頻度等を可能な範囲で明らかにするとともに、事後調査結果の報告の時期及び公表の時期の目安についても併せて明らかにし、評価書に記載すること。
また、施設供用後に実施する環境等に係るモニタリングについては、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく自主検査の内容に加えて、住民意見等を勘案して実施に努める内容について、可能な範囲で評価書に記載するとともに、その調査結果については分かりやすくまとめた上で、積極的な情報公開に努めること。
- 5 新たに環境への影響を及ぼす事実が明らかになった場合には、速やかに県及び関係市町に報告し、専門家の指導・助言を受ける等により適切な措置を講じること。その際には、助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにし、また、専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めること。
なお、これまでに受けた専門家の指導・助言についても、同様に明らかにすることとし、評価書に追記すること。
- 6 評価書は、事業着手前の環境影響評価に係る最終的な図書であることを鑑み、現時点で判明している最新の基準・規制、事業諸元等（以下「基準・規制等」という。）に基づく内容とすること。なお、評価書の公告以降における環境保全措置、事後調査等の実施においても、常に最新の基準・規制等を踏まえて取り組むこと。
また、評価書全般において、深夜騒音対策やレッドデータリスト改定に伴う修正点など、説明が不足しているもの、記載誤り等が認められるため、再度検証した上で可能な限り詳細・具体的でわかりやすく、正確な図書となるよう努めることでわかりやすく、正確な図書となるよう努めること。